

## 新しい法曹養成制度について

### 第1 法曹養成制度の導入経緯

- 1 司法制度改革審議会意見について（資料1）
- 2 司法制度改革推進計画について（資料2）

### 第2 法科大学院について

- 1 法科大学院に係る設置基準の概要（資料3）
- 2 法科大学院一覧（資料4）
- 3 法科大学院の認証評価について（資料5）

### 第3 新司法試験について

- 1 概要（資料6）
- 2 合格者数について（資料7）

### 第4 新司法修習について

- 1 概要（資料8）
- 2 新司法修習の構成（資料9）

司法制度改革審議会意見書

— 21世紀の日本を支える司法制度 —

平成 13 年 6 月 12 日

司法制度改革審議会

## 第1 法曹人口の拡大

### 1. 法曹人口の大幅な増加

- 現行司法試験合格者数の増加に直ちに着手し、平成 16 (2004) 年には合格者数 1,500 人達成を目指すべきである。
- 法科大学院を含む新たな法曹養成制度の整備の状況等を見定めながら、平成 22 (2010) 年ころには新司法試験の合格者数の年間 3,000 人達成を目指すべきである。
- このような法曹人口増加の経過により、おおむね平成 30 (2018) 年ころまでには、実働法曹人口は 5 万人規模に達することが見込まれる。

我が国の法曹人口について、昭和 39 年の臨時司法制度調査会の意見は、「法曹人口が全体として相当不足していると認められるので、司法の運営の適正円滑と国民の法的生活の充実向上を図るため、質の低下を来たさないよう留意しつつ、これが漸増を図ること」を求めた。この年は、司法試験の最終合格者数が戦後初めて 500 人を超えた年であったが、その後、その数は増えず、500 人前後の数字が平成 2 年まで続いた。そして、平成 3 年からようやく増加に転じ、平成 11 年には 1,000 人に達した。法曹人口の総数は、平成 11 年の数字で 20,730 人となっている（ちなみに、国際比較をすると、法曹人口(1997)については、日本が約 20,000 人〈法曹 1 人当たりの国民の数は約 6,300 人〉、アメリカが約 941,000 人〈同約 290 人〉、イギリスが約 83,000 人〈同約 710 人〉、ドイツが約 111,000 人〈同約 740 人〉、フランスが約 36,000 人〈同約 1,640 人〉であり、年間の新規法曹資格取得者数については、アメリカが約 57,000 人〈1996-1997〉、イギリスが約 4,900 人〈バリスタ 1996-1997、ソリシタ 1998〉、ドイツが約 9,800 人〈1998〉、フランスが約 2,400 人〈1997〉である。).

しかし、今後、国民生活の様々な場面における法曹需要は、量的に増大するとともに、質的にますます多様化、高度化することが予想される。その要因としては、経済・金融の国際化の進展や人権、環境問題等の地球的課題や国際犯罪等への対処、知的財産権、医療過誤、労働関係等の専門的知見を要する法的紛争の増加、「法の支配」を全国あまねく実現する前提となる弁護士人口の地域的偏在の是正（いわゆる「ゼロ・ワン地域」の解消）の必要性、社会経済や国民意識の変化を背景とする「国民の社会生活上の医師」としての法曹の役割の増大など、枚挙に暇がない。

これらの諸要因への対応のためにも、法曹人口の大幅な増加を図ることが喫

緊の課題である。司法試験合格者数を法曹三者間の協議で決定することを当然とするかのごとき発想は既に過去のものであり、国民が必要とする質と量の法曹の確保・向上こそが本質的な課題である。

このような観点から、当審議会としては、法曹人口については、計画的にできるだけ早期に、年間 3,000 人程度の新規法曹の確保を目指す必要があると考える。具体的には、平成 14 (2002) 年の司法試験合格者数を 1,200 人程度とするなど、現行司法試験合格者数の増加に直ちに着手することとし、平成 16 (2004) 年には合格者数 1,500 人を達成することを目指すべきである。さらに、同じく平成 16 (2004) 年からの学生受入れを目指す法科大学院を含む新たな法曹養成制度の整備の状況等を見定めながら、新制度への完全な切替え (詳細は後記第 2 「法曹養成制度の改革」参照) が予定される平成 22 (2010) 年ころには新司法試験の合格者数を年間 3,000 人とすることを目指すべきである。このような法曹人口増加の経過を辿るとすれば、おおむね平成 30 (2018) 年ころまでには、実働法曹人口は 5 万人規模 (法曹 1 人当たりの国民の数は約 2,400 人) に達することが見込まれる。

なお、実際に社会の様々な分野で活躍する法曹の数は社会の要請に基づいて市場原理によって決定されるものであり、新司法試験の合格者数を年間 3,000 人とすることは、あくまで「計画的にできるだけ早期に」達成すべき目標であって、上限を意味するものではないことに留意する必要がある。

## 第2 法曹養成制度の改革

### 1. 新たな法曹養成制度の整備

- 司法試験という「点」のみによる選抜ではなく、法学教育、司法試験、司法修習を有機的に連携させた「プロセス」としての法曹養成制度を新たに整備すべきである。その中核を成すものとして、法曹養成に特化した教育を行うプロフェッショナル・スクールである法科大学院を設けるべきである。
- 法科大学院は、平成 16 (2004) 年 4 月からの学生受入れ開始を目指して整備されるべきである。

21 世紀の司法を支えるにふさわしい質・量ともに豊かな法曹をどのようにして養成するか。

この課題に関して、まず、現在の法曹養成制度が前記のような要請に十分に  
 応えうるものとなっているかを考えてみると、現行の司法試験は開かれた制度  
 としての長所を持つものの、合格者数が徐々に増加しているにもかかわらず依然  
 として受験競争が厳しい状態にあり、受験者の受験技術優先の傾向が顕著と  
 なってきたこと、大幅な合格者数増をその質を維持しつつ図ることは大きな  
 困難が伴うこと等の問題点が認められ、その試験内容や試験方法の改善のみに  
 よってそれらの問題点を克服することには限界がある。

一方、これまでの大学における法学教育は、基礎的教養教育の面でも法学専  
 門教育の面でも必ずしも十分なものとは言えなかった上、学部段階では一定の  
 法的素養を持つ者を社会の様々な分野に送り出すことを主たる目的とし、他方、  
 大学院では研究者の養成を主たる目的としてきたこともあり、法律実務との乖  
 離が指摘されるなど、プロフェッションとしての法曹を養成するという役割を  
 適切に果たしてきたとは言い難いところがある。しかも、司法試験における競  
 争の激化により、学生が受験予備校に大幅に依存する傾向が著しくなり、「ダ  
 ブルスクール化」、「大学離れ」と言われる状況を招いており、法曹となるべ  
 き者の資質の確保に重大な影響を及ぼすに至っている。

前者の問題点については、例えば、現行の司法試験による合格者数を端的に  
 大幅に増加させるということも考えられなくはないが、これでは、前記のよう  
 な現行の法曹養成制度に関する問題点が改善されないまま残るばかりか、むし  
 る事態はより深刻なものとなることが懸念される。

また、大学における法学部教育を何らかの方法で法曹養成に資するよう抜本

的に改善すれば問題は解決されるとの見方もありうるかもしれないが、この考え方は、大学法学部が、法曹となる者の数をはるかに超える数（平成 12 年度においては 4 万 5 千人余り）の入学者を受け入れており、法的素養を備えた多数の人材を社会の多様な分野に送り出すという独自の意義と機能を担っていることを看過するものであり、現実的妥当性に乏しいように思われる。

それらの点をも含めて考えると、前記のような現行制度の問題点を克服し、司法（法曹）が 21 世紀の我が国社会において期待される役割を十全に果たすための人的基盤を確立するためには、法曹人口の拡大や弁護士制度の改革など、法曹の在り方に関する基本的な問題との関連に十分に留意しつつ、司法試験という「点」のみによる選抜ではなく、法学教育、司法試験、司法修習を有機的に連携させた「プロセス」としての法曹養成制度を新たに整備することが不可欠である。そして、その中核を成すものとして、大要、以下のような法曹養成に特化した教育を行うプロフェッショナル・スクールである法科大学院を設けることが必要かつ有効であると考えられる。

法曹人口増加の目標（前記第 1「法曹人口の拡大」参照）との関係をも考え、法科大学院は、平成 16（2004）年 4 月からの学生受入れ開始を目指して整備され、司法試験等にも、それに合わせて必要な見直しが行われるべきである。

# 司法制度改革推進計画

平成14年3月19日  
閣議決定

## 1 民事司法の国際化

- (1) 国際的な民事事件の増大に対応するため、Ⅱの第1の1から3までのとおり、知的財産権関係事件への総合的な対応強化を始めとする民事司法制度の一層の充実・迅速化について、必要な対応を行う。
- (2) Ⅱの第1の8のとおり、仲裁法制（国際商事仲裁を含む。）の整備について、必要な対応を行う。

## 2 刑事司法の国際化

国際的な犯罪の増加に対応するため、国際捜査・司法共助制度について、適正手続の保障の下、一層拡充・強化することとし、逐次、所要の措置を講ずる。（警察庁、法務省、外務省及び国土交通省）

## 3 法整備支援の推進

開発途上国に対する法整備支援を引き続き推進する。（本部、法務省、外務省及び文部科学省）

## 4 弁護士国際化

- (1) 弁護士が国際化時代の法的需要に十分対応できるようにするため、Ⅲの第2及び第3の3のとおり、弁護士の専門性及び執務態勢の強化について、必要な対応を行うほか、国際交流の推進、法曹養成段階における国際化の要請への配慮等により、国際化への対応を抜本的に強化することとし、逐次、所要の措置を講ずる。（本部、法務省、外務省及び文部科学省）
- (2) 弁護士と外国法事務弁護士等との提携・協働を積極的に推進する見地から、特定共同事業の要件緩和等を行うこととし、所要の法案を提出する（平成15年通常国会を予定）。（本部）

## Ⅲ 司法制度を支える体制の充実強化

高度の専門的な法律知識、幅広い教養、豊かな人間性及び職業倫理を備えた多数の法曹の養成及び確保その他の司法制度を支える体制の充実強化を図るため、以下に述べるところに従い、改革を推進する。

### 第1 法曹人口の拡大

現在の法曹人口が、我が国社会の法的需要に十分に対応することができていない状



況にあり、今後の法的需要の増大をも考え併せると、法曹人口の大幅な増加が急務となっているということを踏まえ、司法試験の合格者の増加に直ちに着手することとし、後記の法科大学院を含む新たな法曹養成制度の整備の状況等を見定めながら、平成22年ころには司法試験の合格者数を年間3,000人程度とすることを旨とする。

また、全体としての法曹人口の増加を図る中で、裁判官、検察官の大幅な増員や裁判所書記官等の裁判所職員、検察事務官等の検察庁職員の適正な増加を含む司法を支える人的基盤の充実を図ることが必要であり、そのため、各種の制度改革の進展や社会の法的需要を踏まえるとともに、その制度等を効率的に活用しつつ、必要な措置を講ずる。

これらを着実に実施するため、本部が設置されている間においては、以下の措置を講ずることとする。

## 1 法曹人口の大幅な増加

現行司法試験の合格者数を、平成14年に1,200人程度に、平成16年に1,500人程度に増加させることとし、所要の措置を講ずる。(法務省)

## 2 裁判所、検察庁等の人的体制の充実

- (1) 本部の設置期間中においても、裁判官、検察官の必要な増員を行うこととし、所要の措置を講ずる。(法務省)
- (2) 本部の設置期間中においても、裁判所書記官等の裁判所職員、検察事務官等の検察庁職員の質・能力の向上を一層推進するとともに、その必要な増加を図ることとし、所要の措置を講ずる。(法務省)
- (3) (1)、(2)に掲げる措置のほか、司法を支える人的基盤の充実強化を図るため、司法制度改革審議会意見が提言しているところを踏まえた所要の措置を講ずる。(本部及び法務省)

## 第2 法曹養成制度の改革

司法を担う法曹に必要な資質として、豊かな人間性や感受性、幅広い教養と専門的な法律知識、柔軟な思考力、説得・交渉の能力等に加えて、社会や人間関係に対する洞察力、人権感覚、先端的法分野や外国法の知見、国際的視野と語学力、職業倫理等が広く求められることを踏まえ、法曹養成に特化した教育を行う法科大学院を中核とし、法学教育、司法試験、司法修習を有機的に連携させた新たな法曹養成制度を整備することとし、そのための措置を講ずる。

これらを着実に実施するため、本部が設置されている間においては、以下の措置を講ずることとする。

## 法科大学院に係る設置基準の概要

### 1. 定義

- 専ら法曹養成のための教育を行う専門職大学院を「法科大学院」として位置付け。

### 2. 標準修業年限

- 標準修業年限は3年（法学の基礎を学んだ法学既修者は、2年での修了が可能）。

### 3. 教員

- 教員は、高度の教育上の指導能力があると認められる者。
  - ・最低限必要な専任教員数は12人。
  - ・教員資格は、教育実績や教育能力、実務家としての能力・経験を大幅に加味。
  - ・専任教員のうち、概ね2割以上は実務家教員。

### 4. 入学者選抜

- 入学者選抜にあたっては、多様な知識又は経験を有する者を入学させるよう努める。
  - ・法学部・法学科以外の出身者及び社会人が3割以上となるよう努力。
- 入学者の適性を適確かつ客観的に評価。

### 5. 教育内容・方法

- 教育上の目的を達成するため、体系的に教育課程を編成。
- 以下の科目群により授業科目を開設。（各々の単位数は大学の創意工夫による）
  - ・法律基本科目群（公法系、民事系、刑事系）
  - ・実務基礎科目群（法曹倫理、法情報調査、法文書作成、模擬裁判など）
  - ・基礎法学・隣接科目群（基礎法学、外国法、政治学、法と経済学など）
  - ・展開・先端科目群（独占禁止法、地方自治法、立法政策など）
- 教育上の目的を達成するよう、事例研究、現地調査、双方向・多方向の討論・質疑応答など、適切な方法により授業を実施。
- 授業方法・計画、成績評価方法をあらかじめ明示し、厳格な成績評価及び修了認定を実施。
- 教育内容・方法の改善を図るための組織的な取組（ファカルティ・ディベロップメント）を実施。
- 授業人数は、少人数を基本。
  - ・特に法律基本科目については、1クラス50人を標準。
- 1年間又は1学期の履修科目の登録上限を設定。
  - ・1年につき36単位が標準。
- 他の大学院において修得した授業科目の単位を30単位まで法科大学院の単位として認める。

### 6. 修了要件

- 修了要件は「3年以上の在学、93単位以上の取得」。
  - ・法学既修者については、1年以下・30単位以下を短縮することが可能。

## 法科大学院一覽

(平成23年度)

大 学 数		入 学 定 員
総計	74 大学	4,571人
国立	23 大学	1,361人
公立	2 大学	112人
私立	49 大学	3,098人

区分	大 学 院 名	研究科・専攻名	入学定員 人	開設年度	
1	国立	北海道大学大学院	法学研究科 法律実務専攻	80	平成16年度
2	国立	東北大学大学院	法学研究科 総合法制専攻	80	平成16年度
3	国立	筑波大学大学院	ヒューマン科学研究科 法曹専攻	36	平成17年度
4	国立	千葉大学大学院	専門法務研究科 法務専攻	40	平成16年度
5	国立	東京大学大学院	法学政治学研究科 法曹養成専攻	240	平成16年度
6	国立	一橋大学大学院	法学研究科 法務専攻	85	平成16年度
7	国立	横浜国立大学大学院	国際社会科学研究所 法曹実務専攻	40	平成16年度
8	国立	新潟大学大学院	実務法学研究科 実務法学専攻	35	平成16年度
9	国立	金沢大学大学院	法務研究科 法務専攻	25	平成16年度
10	国立	信州大学大学院	法曹法務研究科 法曹法務専攻	18	平成17年度
11	国立	静岡大学大学院	法務研究科 法務専攻	20	平成17年度
12	国立	名古屋大学大学院	法学研究科 実務法曹養成専攻	70	平成16年度
13	国立	京都大学大学院	法学研究科 法曹養成専攻	160	平成16年度
14	国立	大阪大学大学院	高等司法研究科 法務専攻	80	平成16年度
15	国立	神戸大学大学院	法学研究科 実務法律専攻	80	平成16年度
16	国立	島根大学大学院	法務研究科 法曹養成専攻	20	平成16年度
17	国立	岡山大学大学院	法務研究科 法務専攻	45	平成16年度
18	国立	広島大学大学院	法務研究科 法務専攻	48	平成16年度
19	国立	香川大学・愛媛大学大学院(連合)	香川大学・愛媛大学連合法務研究科 法務専攻	20	平成16年度
20	国立	九州大学大学院	法務学府 実務法学専攻	80	平成16年度
21	国立	熊本大学大学院	法曹養成研究科 法曹養成専攻	22	平成16年度
22	国立	鹿児島大学大学院	司法政策研究科 法曹実務専攻	15	平成16年度
23	国立	琉球大学大学院	法務研究科 法務専攻	22	平成16年度
	国立計	23大学		1,361人	
24	公立	首都大学東京大学院	社会科学研究所 法曹養成専攻	52	平成16年度
25	公立	大阪市立大学大学院	法学研究科 法曹養成専攻	60	平成16年度
	公立計	2大学		112人	
26	私立	北海学園大学大学院	法務研究科 法務専攻	25	平成17年度
27	私立	東北学院大学大学院	法務研究科 法実務専攻	30	平成16年度
28	私立	白鷗大学大学院	法務研究科 法務専攻	25	平成16年度
29	私立	大宮法科大学院大学	法務研究科 法務専攻	70	平成16年度
30	私立	獨協大学大学院	法務研究科 法曹実務専攻	40	平成16年度
31	私立	駿河台大学大学院	法務研究科 法曹実務専攻	48	平成16年度
32	私立	青山学院大学大学院	法務研究科 法務専攻	50	平成16年度
33	私立	学習院大学大学院	法務研究科 法務専攻	50	平成16年度
34	私立	慶應義塾大学大学院	法務研究科 法務専攻	230	平成16年度
35	私立	國學院大学大学院	法務研究科 法務職専攻	40	平成16年度
36	私立	駒澤大学大学院	法曹養成研究科 法曹養成専攻	45	平成16年度
37	私立	上智大学大学院	法学研究科 法曹養成専攻	90	平成16年度
38	私立	成蹊大学大学院	法務研究科 法務専攻	45	平成16年度
39	私立	専修大学大学院	法務研究科 法務専攻	55	平成16年度
40	私立	創価大学大学院	法務研究科 法務専攻	35	平成16年度

	区分	大学院名	研究科・専攻名	入学定員	開設年度
41	私立	大東文化大学大学院	法務研究科 法務専攻	40	平成16年度
42	私立	中央大学大学院	法務研究科 法務専攻	270	平成16年度
43	私立	東海大学大学院	実務法学研究科 実務法律学専攻	30	平成16年度
44	私立	東洋大学大学院	法務研究科 法務専攻	40	平成16年度
45	私立	日本大学大学院	法務研究科 法務専攻	80	平成16年度
46	私立	法政大学大学院	法務研究科 法務専攻	80	平成16年度
47	私立	明治大学大学院	法務研究科 法務専攻	170	平成16年度
48	私立	明治学院大学大学院	法務職研究科 法務専攻	60	平成16年度
49	私立	立教大学大学院	法務研究科 法務専攻	65	平成16年度
50	私立	早稲田大学大学院	法務研究科 法務専攻	270	平成16年度
51	私立	神奈川大学大学院	法務研究科 法務専攻	35	平成16年度
52	私立	関東学院大学大学院	法務研究科 実務法学専攻	30	平成16年度
53	私立	桐蔭横浜大学大学院	法務研究科 法務専攻	60	平成16年度
54	私立	山梨学院大学大学院	法務研究科 法務専攻	35	平成16年度
55	私立	愛知大学大学院	法務研究科 法務専攻	30	平成16年度
56	私立	愛知学院大学大学院	法務研究科 法務専攻	25	平成17年度
57	私立	中京大学大学院	法務研究科 法務専攻	25	平成16年度
58	私立	南山大学大学院	法務研究科 法務専攻	40	平成16年度
59	私立	名城大学大学院	法務研究科 法務専攻	40	平成16年度
60	私立	京都産業大学大学院	法務研究科 法務専攻	40	平成16年度
61	私立	同志社大学大学院	司法研究科 法務専攻	120	平成16年度
62	私立	立命館大学大学院	法務研究科 法曹養成専攻	130	平成16年度
63	私立	龍谷大学大学院	法務研究科 法務専攻	25	平成17年度
64	私立	大阪学院大学大学院	法務研究科 法務専攻	30	平成16年度
65	私立	関西大学大学院	法務研究科 法曹養成専攻	100	平成16年度
66	私立	近畿大学大学院	法務研究科 法務専攻	40	平成16年度
67	私立	関西学院大学大学院	司法研究科 法務専攻	100	平成16年度
68	私立	甲南大学大学院	法学研究科 法務専攻	50	平成16年度
69	私立	神戸学院大学大学院	実務法学研究科 実務法学専攻	35	平成16年度
70	私立	姫路獨協大学大学院	法務研究科 法務専攻	募集停止	平成16年度
71	私立	広島修道大学大学院	法務研究科 法務専攻	30	平成16年度
72	私立	久留米大学大学院	法務研究科 法務専攻	30	平成16年度
73	私立	西南学院大学大学院	法務研究科 法曹養成専攻	35	平成16年度
74	私立	福岡大学大学院	法曹実務研究科 法務専攻	30	平成16年度
	私立計	49大学		3,098人	
	合計	74大学		4,571人	

# 法科大学院の認証評価について

## 制度の概要

- ・ 認証評価機関は、法科大学院の教育課程や教員組織等の教育研究活動の状況について評価（5年以内ごと）を行い、評価基準に適合しているか否かの認定（「適格認定」）を行う。
- ・ 大学等は複数の認証評価機関の中から評価を受ける機関を選択。

## 文部科学大臣による認証評価機関の認証

- ・ 認証評価機関として必要な評価の基準・方法・体制等についての一定の基準（認証基準）を、省令により規定。
- ・ 認証評価機関になろうとする者は、文部科学大臣に申請の上、中央教育審議会の審議を経て、文部科学大臣より認証を受ける。
- ・ その際、認証評価機関になろうとする者は、当該団体が行う評価基準についても、あらかじめ詳細を明示した上で、審議・認証を受ける。

## 法科大学院を対象とした認証評価機関

- （財）日弁連法務研究財団（平成16年8月31日認証）
- （独）大学評価・学位授与機構（平成17年1月14日認証）
- （財）大学基準協会（平成19年2月16日認証）

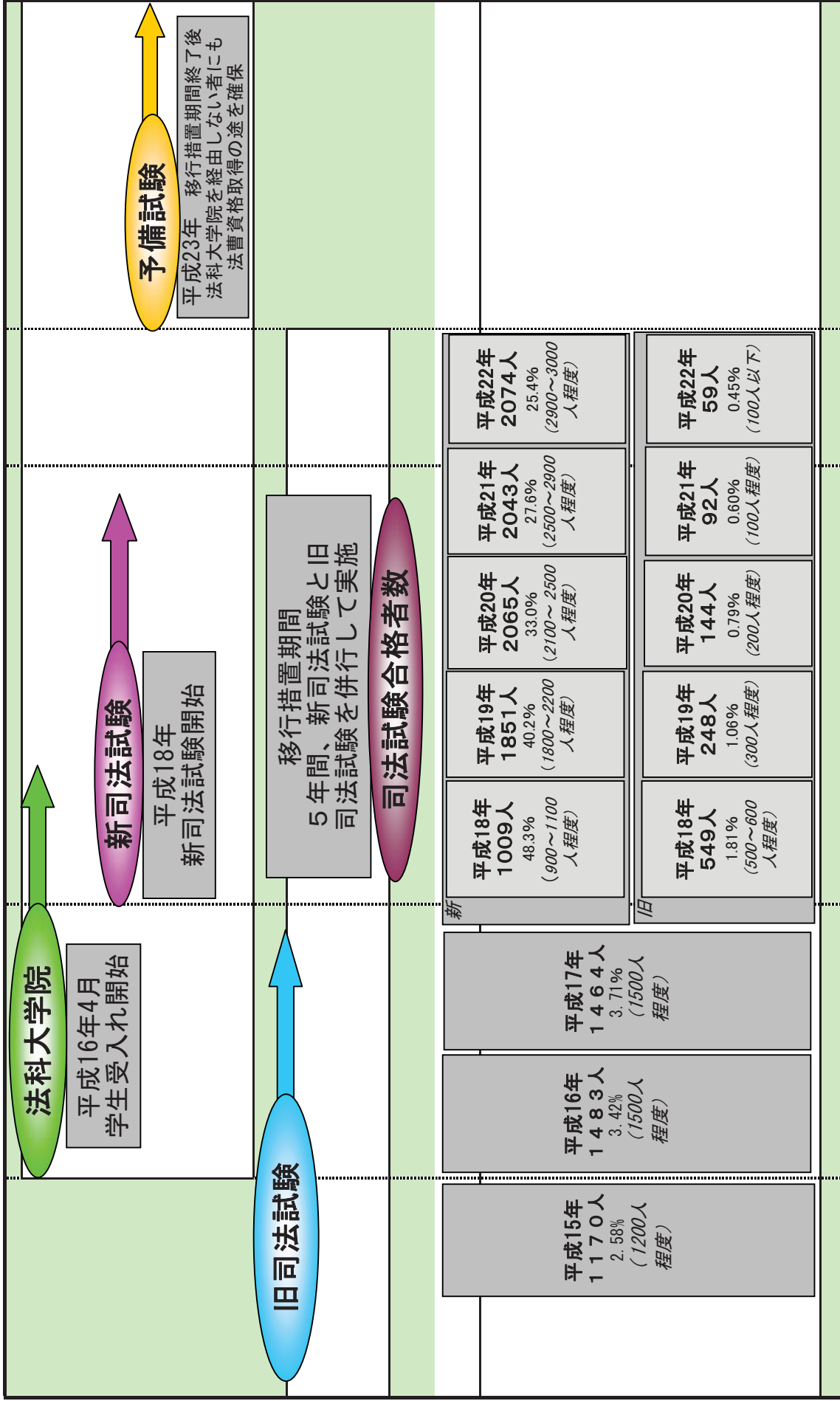
## その他

法科大学院における認証評価については、法科大学院の教育と司法試験等との連携等に関する法律（平成14年法律第139号）において、

- ① 評価結果について、文部科学大臣から法務大臣に通知すること
- ② 適格認定を受けられなかった法科大学院に対し、文部科学大臣から報告または資料の提出を求めること

などが定められている。

# 法科大学院制度と新司法試験等導入に向けたスケジュール



平成14年

15年 16年 17年 18年 19年 20年 21年 22年 23年 24年 25年

※司法試験合格者数の下の割合は合格率を表し、その下の( )内は司法試験委員会が示した合格者についての一応の目安となる概括的な数字を表す。



(H23. 5. 25最高裁判所)

## 新司法修習の概要

### 1 沿革等

旧憲法の下においては、司法官（判事及び検事）の養成と弁護士養成を二元的に行っていたが、法曹一体の要請にこたえ、昭和22年に裁判官、検察官及び弁護士のいずれの道に進む者に対しても統一して司法修習を実施することとなった。我が国で法曹となるためには、原則として、司法試験合格後、司法修習を終えることが必要である。

修習期間は、平成10年4月開始以前の司法修習については2年間、平成11年4月開始以降の司法修習については1年6か月、平成18年4月以降については、法科大学院を修了して新司法試験に合格した者に対する修習（新司法修習）については1年間、平成17年以前に実施された司法試験の合格者及び平成18年以降に実施される旧司法試験の合格者等に対する司法修習（現行型司法修習）については1年4か月である。

### 2 新司法修習の目的

新司法修習は、法科大学院で学んだ法理論教育及び実務の基礎的素養を前提として、幅広い法曹の活動に共通して必要とされる法律実務に関する汎用的な知識や技法と、高い職業意識や倫理観を備えた法曹を養成することを目的としている。

### 3 新司法修習の内容

新司法修習では、10か月の実務修習（8か月の分野別実務修習・2か月の選択型実務修習）と2か月の集合修習の課程で構成されている。

#### (1) 分野別実務修習

全国各地の地方裁判所、地方検察庁、弁護士会において、経験豊富な実務家の個別指導の下で、実際の事件の取扱いを体験的に学ぶことなどを通じて、法曹に共通して必要とされる基本的な能力の養成をはかる修習（個別修習）。民事裁判、刑事裁判、検察、弁護の4分野について、各2か月ずつ実施される。

#### (2) 選択型実務修習

司法修習生が、分野別実務修習の4分野を一通り修習した後に実施されるもので、各地方裁判所、地方検察庁、弁護士会で提供される多様な個別修習プログラムや全国の司法修習生を対象として提供される修習プログラムの中から、自らの進路や興味、関心に応じて主体的に選択し、又は司法修習生自身が、法曹の活動と密接な関係を有する分野について自ら修習先



を開拓して設計することにより行われる。

(3) 集合修習

実務修習の体験を補完して、体系的、汎用的な実務教育を行い、法律実務のスタンダードを指導する課程で、民事裁判、刑事裁判、検察、民事弁護、刑事弁護の5科目について、実際の事件記録をアレンジした修習用の事件記録を使って、起案することを中心に、民事・刑事のロールプレイカリキュラム等も含め、司法研修所において2か月間実施される。

(4) 司法修習生考試（いわゆる二回試験）

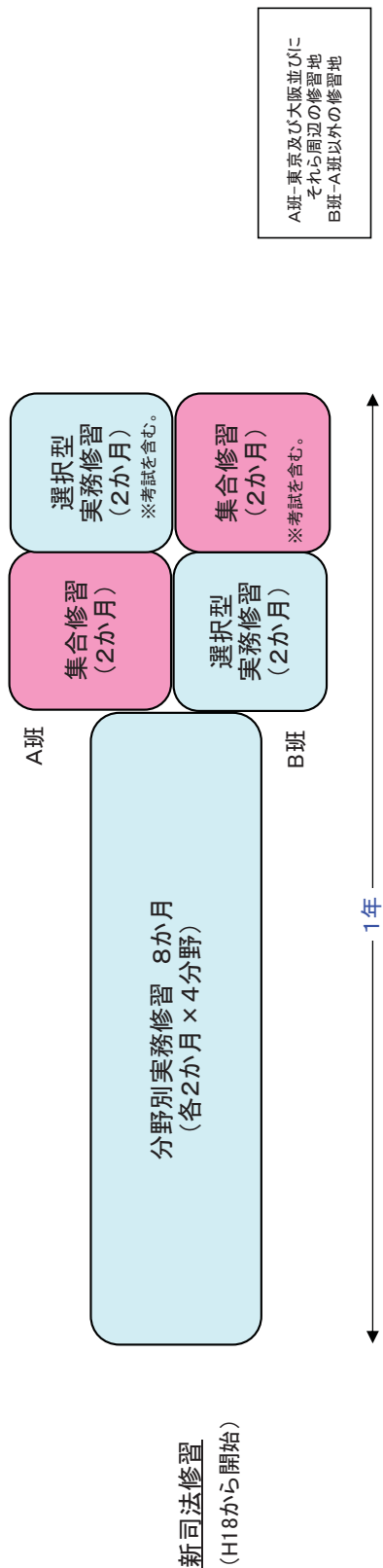
修習期間の最後に民事裁判、刑事裁判、検察、民事弁護、刑事弁護の5科目について実施されるもので、これに合格すると司法修習を終え、判事補、検事又は弁護士となる資格が与えられる。

(5) 司法修習生の地位

司法修習生は、修習に専念すべき義務（修習専念義務）、秘密を保持する義務（秘密保持義務）を負い、修習のために通常必要な期間、国庫から一定額の給与や諸手当を受ける（なお、平成22年11月からは、国庫から一定額の修習資金の貸与を受けることができる制度に改められる予定であったが、平成22年裁判所法改正により平成23年11月まで延期された。）。

以 上

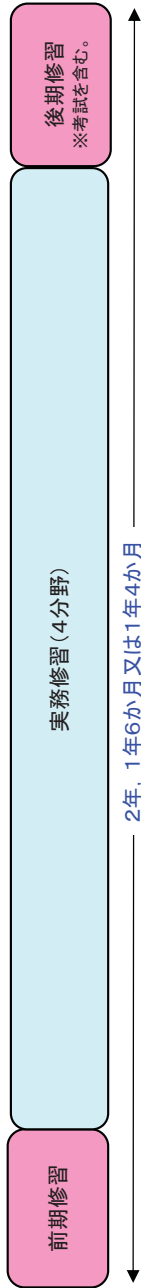
新司法修習の構成



11月

11月

(参考) 現行型司法修習(旧司法試験等合格者)及び旧司法修習



2年、1年6か月又は1年4か月

4月(65期は7月)

※終了時期は下欄参照

【修習期間・終了時期】

○旧司法修習

・52期(H10.4開始)以前→修習期間2年:前期修習・後期修習各4か月、実務修習1年4か月(各分野各4か月)→4月終了

・53(H11.4開始)～59期(H17.4開始)→修習期間1年6か月:前期修習・後期修習各3か月、実務修習1年(各分野各3か月)→10月終了

○現行型司法修習

・60期(H18.4開始)～64期(H22.4開始)以降→修習期間1年4か月:前期修習・後期修習各2か月、実務修習1年(各分野各3か月)→8月又は9月終了

・65期(H23.7開始)→修習期間1年4か月:前期修習・後期修習各2か月、実務修習1年(各分野各3か月)→11月終了